

令和6年3月1日

一般事業主行動計画

株式会社シー・アイ・ティ・サービスは、次世代育成支援対策推進法に基づき、雇用環境の安定と整備をすることで、仕事と生活を両立させることを目的として、次のとおり一般事業主行動計画を策定しました。

【計画期間】

令和6年3月1日～令和9年2月28日

【目標】

子育て世代や要介護者を抱える従業員が働きやすい環境を整え、年次有給休暇取得促進と時間外・休日労働時間を削減する取り組みを強化する。

- ・年次有給休暇の取得日数を一人10日以上にする。
- ・時間外・休日労働時間を一人1か月当たり45時間以内とする。

【取組内容・実施時期】

令和6年3月～ 有給休暇の取得状況、時間外労働の現状を定期的に把握する。

令和6年9月～ 把握した状況をもとに業務効率化を図りつつ、有給休暇取得を促す。

令和6年12月～ 休暇取得、残業削減の状況を確認し注意喚起を行う。

以上